

支部ニュース

2015年5月 No. 498

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

●憲法運動・事務所交流会

※特別報告「戦争法制が生み出す国」・・・・・・・・・・・・・・・・田中 隆

※経験交流

●メーデーに参加して・・・・・・・・・・・・・・・・三浦佑哉

●年金引き下げ違憲訴訟・全国一斉提訴へ・・・・・・・・・・淵上 隆

●埼京線痴漢えん罪事件、東京高裁で逆転無罪！・・・・・・・・山添 拓

●若手弁護士へのメッセージと返書

※若手弁護士へのメッセージ・・・・・・・・二上 護

※南本昭雄先生への返書・・・・・・・・長谷川悠美

●新人紹介・・・・・・・・大久保修一

●今年のソフトボール大会は 10月23日（金）

●幹事会日程

※2015年度幹事会日程

●東京法律事務所 住所移転のお知らせ



憲法運動・事務所交流会

特別報告「戦争法制が生み出す国」

都民中央法律事務所 田中 隆

政府・与党協議が最終盤になっている。「後方支援の際に国会の事前承認に例外を設けるのか否か」が論点にされており、報道でもこの点が焦点になっている。はっきり言って全体像からすれば瑣末な問題。ここが問題かのように報道しているメディアは、本質をとらえられていない。

- ・与党協議5月11日まで、14日に閣議決定、15日に国会提出の予定。
- ・全体像をひとことと言えば「3次元（あるいは3D）のシームレス」。

平素－事件－他国の武力行使－自衛隊の武力行使がつながるのが「段階のシームレス」。

「我が国の危機」と「国際社会の危機」が国益で結ばれて切れ目ないのが「国益のシームレス」そして、ガイドラインで結ばれる自衛隊と米軍の「同盟のシームレス」。「切れ目なく」（シームレス）が安保法制のすべてに通じるキーワード

- ・安保法制は3つに分類できる
 - 1 集団的自衛権・有事法制の拡張
 - 2 自衛隊海外派兵
 - 3 グレーゾーン事態

1 集団的自衛権・有事法制の拡張

- ・要は、米国の戦争に参戦するという事。
- ・武力行使の3要件を変更した。
- ・政府の説明でも新3要件がどこまでも広がることになっている
安倍首相や岸田外相の答弁「米国の戦争にはいつでも参戦」と宣言したに等しい。
安倍首相の「ホルムズ海峡の機雷敷設でも新3要件に該当することがある」という発言は、経済利権のための戦争もありうるということを意味する。存立事態が経済戦争までに広がる可能性がある
- ・有事法制のポイントは、国会で武力攻撃事態を承認したら武力攻撃できるということ。
「武力攻撃事態」がスイッチになる。「存立事態」という新しい枠を入れることでそのスイッチが増える。
- ・「武力攻撃事態等及び存立危機事態」＝武力攻撃予測事態を含む
これと「存立危機事態」が並立
- ・ホルムズ海峡の機雷敷設が存立危機事態になる
- ・「存立危機事態」かどうかは、米国への武力攻撃そのものではなく「我が国への影響がどの程度あるか」という評価の問題。これは外交関係によって決まるが、その外交情報は特定秘密に指定されている。国会で情報を集めて審議し、判断することはまず不可能

- ・自衛隊法改正
「直接侵略及び間接侵略に対し」を削除＝米軍に協力するため
- ・米軍支援法、特定公共施設利用法、自衛隊法の物品役務提供などの支援対象を米軍以外に拡張させている。
- ・存立危機事態での武力行使は先制攻撃になる。
→相手国は反撃してくる→武力攻撃事態になる。
- ・テロに日常的に対峙することによって社会・政治が変わっていくことはアメリカを見ればわかる。
- ・有事法制は、国民を戦争に巻き込むための法制

2 自衛隊海外派兵

- ・自衛隊海外派兵に憲法的制約があったことは今一度確認しておくべき
武力行使一体化論＝非戦闘地域、自己保存型武器使用、後方支援
→「あぶなくて前線に出せない」という制約があった。このような制約のある軍隊は他にない
- ・閣議決定で制約の撤廃
「戦闘現場」でなければOK、先制的発砲OK、警察的活動を口実に治安維持活動も。
- ・そこまで自衛隊を活用しなければ、「平和と安全」が守れないというのが安倍政権の考え方。「平和の作り方」が我々とは違う
- ・周辺事態法→重要影響事態法へ
国連決議が不要。米軍への弾薬補給や航空機給油など支援活動が飛躍的に拡大
- ・国際平和支援法
多国籍軍を前提としている＝他国軍への支援
捜索救助活動は戦闘現場でも実施する
- ・PKO法
「国際連携平和安全活動」の新設
安全確保活動＝監視、駐留、巡回、検問、警護など広範な活動が可能となる
- ・使い勝手のいいチャンネルが3つ 重要影響事態法、国際平和支援法、PKO法

3 グレーゾーン事態

- ・平時と有事は峻別が必要。有事＝戦争・軍事は「敵の殲滅」が正義で、本質的に限界がない。平時＝治安・警察は「凶悪犯人での逮捕・訴追」が正義で、手続が重要。
「グレーゾーン」で混ぜ合わせれば、警察が対応すべき領域に容易に自衛隊が投入されることになる
- ・治安出動・海上警備行動
発砲すればそのまま戦争に突入する危険性がある
- ・米軍等の部隊防護のための武器使用
防衛大臣の判断による警護。米軍等への侵害に対処するから、そのまま集团的自衛権の行使となる危険がある
- ・在外邦人救出のための自衛隊投入
救出の妨害排除のための武器使用が認められるから、発砲することで内戦に参戦することになりかねない

萩尾団員

国民を巻き込んで戦争をするのが有事法制とのことだが、どうやって国民が巻き込まれる？

→政府の説明でも「存立危機事態はほとんど武力攻撃事態になる」。「先制攻撃をしてもテロも反撃も考えられない程度の問題」なら、「存立危機」になるわけがない。武力攻撃事態を認定すれば、自衛隊法による徴発・徴用が可能になり、「テロが切迫」となると国民保護法による住民避難もはじまることになる。

経験交流

島田団員

- ・80時間で法案をあげたいと自民は考えている。PKO、海賊対処法、特定秘密保護法など・・・8つ。長ければいいというわけではない、海賊対処法など体系的に全て変えるということをする。80時間などという短い時間でやるなんて考え難いこと。
- ・国民も理解できないし、国会議員も説明ができるのか。複雑怪奇な法律を短時間で通して、あとで困ったということになっていいのかということも国会議員に訴えていかないといけない。
- ・海外で自衛隊が殺し殺される。でも自分たちは戦地にいかないから「人ごと」という人もいると思われる。存立危機事態、存立事態のイメージを伝え、国民に「人ごと」ではないということを訴えていく必要がある（中東の話は日本に及ばないと思っている国民は多い）。
- ・相手方は、攻撃を受けていない日本が攻撃してくれば、当然反撃してくる。相手方にしてみれば、先制攻撃になる。
- ・武力攻撃予測事態にすぐに日本は入る。そういった危険のある法案であることをきちんと示す。

青龍団員

- ・何らかの国連決議って？
- 国連が総括しない国際的な平和協力活動を自衛隊の海外における活動の国際法上の正当性確保のためには、①国連の総会や安全保障理事会又は経済社会理事会が行う決議、②国連などの国際機関が行う要請、③活動が行われる地域の属する国の要請がある場合には、活動できるようになる可能性。
- 今まではこういう決まりがなかったので、個別にイラク特措法などを作っていた。公明党は「PKO法ではだめ。停戦が要件となっている。イラクにおいては新政権が対立武力と停戦合意をしていない」と解釈し、もう一度テロ措置法を作成する必要あり、と解する。自民党は、不要とする。

(会場内での意見交換)

- ・それぞれの地域で署名運動をやっているがどのような署名をするか意見が対立。
- 一部の地域では請願署名ではなく、普通の署名を集めている。請願署名でやると国会にそのものを出すので、コピーを取らないと手元に残らない。請願署名のコピーをとるのは大変。
- ・美しい憲法を作る会→請願署名ではない署名。高校生以上が対象。また、電話番号記載欄もあり、電話してお願いをする考えである様子。
- こちら側も請願署名から後者の形の署名にしようという話がある。

・各団体の代表者レベルの学習会でも「1時間の話を聞いてようやくわかってきた」という状況。地元の9条の会で伝聞で話しをすると、広く伝えていくのはかなり難しい。団員が理解しているほど、

現場で運動している人は知識、理解の面で難しい部分はある。紙芝居を作ってもらえないかという意見が出た。しかも、今回の法律は複数あり、関係を整理する方法をどうしたらいいか。5月中旬にリーフレットを作成しているところのようだが、東京連絡会が紙芝居を作りはじめた。

- ・有事法制を知らない人がそもそも多い。罰則付きであるので、刑罰を避けるために全力で国民が協力しないといけないことを訴えていかないといけない。

旬報（早田団員）

- ・旬報事務所で取り組んでいること：日弁連の請願署名。事務所ニュースなどで顧問先や依頼者へ返信用封筒つきで送った。3000人分の署名を集めている。

相談室においておき、依頼者に依頼をすると、これまで全く政治の話や憲法の話をしたことのない若い依頼者がたくさん署名を集めてきてくれたとか、おもしろいきっかけにもなっている。事務所会議で取り組みをした。

- ・あすわか：戦争立法についてどう訴えていきたいが、どうすればいいか検討中。手をこまねいている。

1人を主人公にしたものが紙芝居なので……。考え中。

- ・憲法チロル。イラストの運動における活用。

- ・南部事務所の宣伝リーフレットで使用された。

八王子合同（石島団員）

- ・報告レジュメあり。

- ・市民パレードの実行委員会。デモをやったりしている。3月21日にパレードを行った。

- ・事務所の旗を持って、参加。

- ・八王子での憲法集会。色々な政党と共同してやっている。無党派の人とも共同。

- ・平和を愛する文化祭。

- ・戦争法制をわかりやすく工夫をして、やっていけば広がるという実感。

- ・支部ニュースで白神弁護士が報告しているが、なるべく具体的にわかりやすく話す。これまで戦争体験者から聞いたお話を織り交ぜたり。「リアル」に話をすることが大事。

- ・講演会をやったときに先行きが暗くなることが多いので、前向きにどうしたらいいかを話してもらう。元気づける方向で話す。

代々木（久保木団員）

- ・9の付く日に駅頭で宣伝している。月に2回。

- ・事務所としての9条の会をやろうかという話もしていたが、地域の9条の会（既存の運動体）との連携を強めている。

- ・志葉玲さん呼び、シリアでの映像を見てもらったりしてやろう。

- ・若手の事務局が3名入ってきた。学生時代から活動していた方もいて、事務局含め元気に活動をしている。

- ・なるべく広く団体個人と連携してやっている。

- ・11月には美輪明宏の9条を歌う企画もあるが、その前が正念場でもあるので、やっていく。

- ・渋谷区長選で自民党推薦の日本会議のメンバーが出た。野党推薦の区長候補を共産党も応援をすることになって、取り組んでいる。元自民都議の矢部。

東部（事務局）

・事務局：墨田9条の会。2005年10月に発足。東京大空襲の被害者の方が多い。毎月9日か19日に錦糸町の駅前で宣伝行動をしている。20-30名くらい参加している。所員も最近は10名位参加している。地域の劇団の人をお願いをしたり、松本ヒロさんと呼んで文化的なことも一緒にやっている。

東京法律（事務局の木下さん）

・毎月9の日宣伝。お昼休み。ティッシュとともにあすわかリーフ入れてやっている。
・新宿区議会に陳情書を出して、採択求めた。結果は採択されなかったがやってよかった。
・学習会も大事だが、宣伝をしないと。スポットをいくつか探して、10-15分の学習会を含めた宣伝をしようと言う話になっている。

東京法律（青龍団員）

・岸団員が立候補した区長選の結果、岸団員は当選しなかったが、当選した側の区長も日本会議を辞めたりしているので、陳情や運動の成果は出ていると思われる。

五反田（事務局伊藤さん）

・有楽町の宣伝。
・9月に学習会の予定はあるが、今後、労働法制の問題、憲法問題のことを取り上げ、ストライキをするくらいの危機感を労働者が示してもいいのではないか。
・労働者は仕事を通して自己実現したいのだが、それが戦争に協力させられることがあるということを訴えていく。土木関係とか付き合いのある労組や団体との連携。
・三つ折りのタイプのチラシ。歩きながら読んでくれる人がいる。チラシづくりの工夫。

城北（平松団員）

・50周年。
・運動的なことはなかなかできていないところもあるが、街頭で民商などと協力してなんでも相談などを3か月に1回やっている。

東京南部（黒澤団員）

・高校前での宣伝。事務所であすわかイラスト（憲法チロル）を利用してリーフを作り、中にあすわかリーフを挟み込んで配布。近くの中学生にも配布。受け取りも3人に1人くらい受け取ってくれた。今後も継続する。
・憲法喫茶、憲法カフェの広がり。学習会や集会などに来たことがない方で、「安倍さんはおかしい」と感じている方。かなり盛り上がった。広がりへの期待。

東京合同（久保田団員）

・青井先生を呼んだり、翁長さんと呼んだりして、定期的な学習会をしている。
・小森陽一先生を呼んで学習会もしている。
・安保法制のリーフを作ることになっているので、これを利用して国会前に朝配ることを予定している。

渋谷共同（萩尾団員）

- ・ 毎月1回の駅頭宣伝。
 - ・ 世田谷区長選への取り組み。革新区長を当選させる。
 - ・ 学習会をやった経験で有事法制が発動されるということが一番うけた。どういうことが起こるのかと、いうことを具体的に話をする。国民が協力をさせられることを言うリアル。
 - ・ 医療従事者を戦地に行ってもらふことはあり得るといった話。
- 自衛隊法の業務従事命令の解釈では行かせられないだろうとは思われるが、大手の病院の医師や看護師は指定公共機関なのでありえる。業務命令にて（田中団員）。

（当面の活動）

- ・ 4月27日18：30～官邸前抗議行動。弁護士会。ガイドライン関連。
- ・ 5月1日のメーデーへの参加
- ・ 5月3日の憲法集会への参加
- ・ 5月11日の国会要請への参加

（支部長）

- ・ 7月くらいまでが山場。がんばろう。

メーデーに参加して

代々木総合法律事務所 三浦 佑哉

去る5月1日、東京・代々木公園で、第86回中央メーデーが開催されました。朝からの雲ひとつない快晴に、のぼり旗や横断幕を掲げる参加者の熱気が合わさり、会場は大変「熱く」なりました。参加者は、2万8000人。支部団員も50名以上が参加しました。持ってきた憲法チラシ、労働チラシもあつという間に配り終わりました。

壇上からは、「戦争する国づくり反対、戦争立法反対！」、「派遣法改悪反対！8時間労働を守れ！」、「安倍教育再生反対！」、「原発ゼロ！」などを力強く訴える声が響きました。

メーデー宣言、労働歌に続き、我々団員は、明治公園コースのデモに参加しました。マイクでのシュプレヒコールが聞こえにくいという予想外のトラブルもありましたが、アドリブでコールを始めた農民連関係者に掛け声を合わせ、元気に行進しました。声を出しながら表参道の大通りを堂々と歩くのは、



何度やっても気持ちがいいものです。若い人、外国人が特に目につきましたが、「戦争立法反対！」という声に耳を傾けてくれているように見えました。

暑さのためクタクタになりましたが、デモが終わると待ちに待った懇親会です。会場は、ここ何年かお世話になっている「猪八戒」という中華料理屋でしたが、昨年よりもはるかに多い27名の団員が参加しました。1年目の団員（67期）が多かったのも良かったです。メーデーの思い出、日々の活動話、仕事話、その他どうしてもよいこと等々で話は盛り上がりましたが、メーデーに昼から飲むお酒はやはり格別です。夕方に懇親会は終了し、みんな千鳥足で帰って行きました。

メーデーに参加して、我々一人一人が集会やデモに参加して声を上げることの重要性を改めて痛感しました。また、メーデーに参加して、これだけ多くの人たちと同じ要求を掲げて一緒にたたかっているんだということを実感しました。

メーデーの感想を書かせていただきましたが、結局、メーデーの熱気、楽しさは参加した人でないと味わえません。私はまた来年も参加しようと思いますし、今回は参加できなかった支部団員がもっと参加して頂ければと思います（もっと楽しくなると思います）。



年金引き下げ違憲訴訟・全国一斉提訴へ

東京中央法律事務所 瀧上 隆

政府は、2015年度4月より、公的年金の支給水準を自動的に引き下げるマクロ経済スライドを発動させたが、それに先立ち、このマクロ経済スライド発動の条件づくりとして、2013年10月に1%、2014年4月に1%、2015年4月に0.5%、合計2.5%年金支給額を削減することを決定し、順次実施してきた。

わが国の公的年金制度は、物価・賃金の変動率に応じて年度ごとに改定されることになっているが、2000年度から2002年度までの間については、景気対策のために、物価等が下落している状況においても、特例措置として年金支給額の減額を行わず、前年度の額に据え置かれていた。政府は、こうした特例措置の結果、年金支給額は本来予定している水準よりも高い水準（「特例水準」）のものとなっており、“もらいすぎ”であるとして、年金支給額の減額を行ったのである。しかし、こうした「特例水準」については、景気が回復して物価等が上昇する状況の下で“解消”することを想定していたのであり、支給実額を引き下げて解消することなど全く想定されてはいなかったことである。

現在、「老後破産」などという言葉が広まるほど高齢者の貧困がクローズアップされ、社会問題となっている。その大きな原因の一つが、我が国の公的年金制度が高齢者の健康で文化的な最低限度の生活を保障する水準にないことであることは明らかであり、社会保障の拡充が喫緊の課題となる。元々低水準であった年金支給額を「特例水準」の解消を名目にさらに減額することは、これに逆行するものである。

全日本年金者組合は、こうした特例水準の解消を名目とした年金減額に対して、組合員数を超える12万人規模で行政不服審査請求の運動を展開し、その不当性を世論に訴えてきたが、今般、訴訟においても、特例水準の解消を名目とする年金減額の違憲性、違法性を訴え、裁判闘争を行うこととなった。

現在、22都道府県で1000名を超える原告団が組織され、各地の自由法曹団員が弁護団員として結集している。既に、先行して鳥取、徳島、北海道で提訴がなされているが、来る5月29日には東京を含めた全国各地で一斉提訴を行う予定である。

裁判では、憲法29条、憲法25条を中心に憲法違反の主張を行うことになるが、憲法25条に関しては、最終的には生活保護制度がこれを担保するものであり、本件では憲法25条違反となる余地はないとの反論が予想される。しかし、他方で政府は、生活保護受給額の方が国民年金受給額よりも高い“逆転現象”を強調し、年金生活者と生活保護受給者の対立を煽ることによって、生活保護減額を正当化しようとしているのである。本訴訟では、高齢者の「健康で文化的な最低限度の生活」とは何であり、それはどのようにして保障されるべきであるのかを問いたいと考えている。

また、年金問題については、とかく財源論が強調され、世代間の争いに問題がすり替えられるきらいがあるが、このような問題の矮小化を許さず、憲法の要請である生存権保障を実現するための財源の確保はどうあるべきかをも問う裁判にしたいと考えている。

埼京線痴漢えん罪事件、東京高裁で逆転無罪！

東京法律事務所 山添 拓

「主文 原判決を破棄する。被告人は、無罪。」

河合健司裁判長（第4刑事部）の主文読み上げの瞬間、法廷内は拍手と歓声に包まれた。裁判長はそれを制止することもなく、静かになるのを待つ。判決文が淡々と読み上げられるなか、私は被告人の石田崇さんの後ろ姿を見ていた。ようやく無実の罪を晴らされた思いは、いかほどだろうか。現行犯逮捕から2年4か月、2015年3月24日の判決であった。

2012年11月28日夜、石田さんは、JR埼京線の電車内で目の前にいた女子高生（当時17歳）から「おまえ、ふざけんじゃねえ、痴漢だろ。」といきなり胸ぐらをつかまれた。その場ですぐに「やっていない」と言ったものの、「被害者」と同行していた交際相手に捕まえられ、赤羽駅で電車を降ろされた。以後、12月25日に保釈されるまで27日間、身柄を拘束される。

私は、翌29日朝、国民救援会からの連絡を受けて接見に向かった。初対面の石田さんは、朴訥な人柄に思われたが、自分がやっていないことについては微塵の揺らぎもなかった。これはえん罪だと、身が引き締まった。石田さんは、その後の取り調べを一貫して黙秘で通した。検事からは、「やっていないなら、やっていない証拠を出してください」などと理不尽な調べを受けたようだが、めげない姿勢は立派だった。

電車内で女性の左大腿部を約3分間触ったとして、めいわく防止条例違反で起訴。一審東京地裁（齊藤啓昭裁判官）は、罰金30万円の有罪判決を下した。石田さんの主張をすべて退け、「被害者」供述を全面的に信用できるとしたものであった。

しかし、地裁判決の認定は、「被害者」供述の信用性を判断する手法自体に大きな誤りがあった。特に弁護団（加藤健次弁護士、坂本雅弥弁護士と私）が重視したのは、被害があったとされる瞬間の被告人や「被害者」の状況を捉えた、車内カメラの映像との矛盾である（埼京線は、先頭車両にのみ8台の車内カメラが設置されている）。カメラ映像には、被告人が犯行を行う場面が記録されていないことはもちろん、「被害者」の証言した重要な事実が映像と矛盾する。すなわち、「被害者」は、犯行状況を目視で確認し、スカート内に入った手首から腕、肩、顔を順に確認して被告人を犯人と特定したと証言していた。ところが、車内カメラの映像には、そのような場面は一切ない。このことは、一審でも当然主張していたが、一審判決は、「うつむいていても髪の毛の間から（犯人の手が）見える」などとこじつけ、主張を退けた。控訴審では、東大で情報分析を研究する川内見作先生に鑑定書を作成していただくなど、この点の主張に注力した。

控訴審判決は、「被害者」が原審公判でした、被告人を犯人と確認した経緯に関する供述について、①客観的な車内カメラの映像と整合しない、②痴漢行為に及んでいる犯人の右手首を被害者が目で見て確認できたか疑問である、③捜査段階の供述とで看過しがたい食い違いがある、という3点を挙げて、「その信用性について重大な疑問を差し挟む点が複数存在する」とした。

被害者供述の信用性について、客観的証拠との齟齬や矛盾がないかという点から検討を加えたことは、原審が端からその信用性を前提として他の事実を供述に沿うよう認定したのと対照的であり、供述証拠

の評価として基本的で、かつ不可欠の姿勢であったというべきである。

検察官は、上告することができず、石田さんの無罪が確定した。本来ならば、本件は起訴すべき事案ではなかっただろう。「被害者」供述と車内カメラ映像の矛盾は、起訴前から分かっていたことなのだ。犯人特定経過に関する不自然な供述は、実は警察段階ではなされていない。検察官は、本件を起訴するために、敢えて「被害者」に被告人を犯人と特定した経過を語らせ、地裁の裁判官もそれを鵜呑みにした。猛省を促したい。

最後に、本件の無罪を勝ち取るに当たっては、電車内やマネキンを用いた再現実験、駅周辺等での支援の呼びかけなど、「石田崇さんの無罪を勝ちとる会」や国民救援会の精力的な活動が継続されてきたことも大きな要因であったことを書き添えたい。



若手弁護士へのメッセージと返書

若手弁護士へのメッセージ

二上・土橋・吉田法律事務所 二上 護

長らく団に顔を出してない私に依頼がきたので、少し意外な感をいただきました。自分のいたらなさを実感しつつも、身近な若手団員を思いつつ、身を低くして述べたい。

今の社会、時代のなかでのことに十分思いを致しつつ、あつた事件には全力でとりくもう。

私が最初にぶつかった大きな争議は、昭島の電子顕微鏡メーカー日本電子における1967年の、時間短縮、賃上げ要求の闘争でした。若手組合員が、1月から7月まで、団体交渉の要求、ビラ貼り、赤旗掲揚、屋内デモ、リレースト、ピケを駆使して闘いました。目をみはるたたかいです。

会社は66年末作成の労使関係法研究会報告書を武器とし、これらをことごとく違法として幹部15名を解雇して組合破壊をねらったのです。解雇理由は実に81項目に及び、その全てが私の担当となりました。膨大な記録に取り組み、その一つ一つについての的確な分析が求められていると思いました。闘争は10年に及び、77年に和解により勝利し、職場復帰が実現しました。

87年、三多摩法律事務所の20周年記念誌にこの争議について報告しました。私は「この青年労働者たちの姿は、今日において、どこに見いだされるのであろうか。」と記したのです。

常に大衆、民衆、働く人びととともにあろう。たたかう人びととともにあるほど幸せなことはない。自分は鍛えられ、育てられたのである。

大衆闘争という点での最大のたたかいは山梨勤医協の再建闘争でしたが、古希の文に書きました。興味のある方は、是非、「いのちの平等をかかげて 山梨勤医協50年のあゆみ」合同出版発行をご覧ください。

たたかいということについて、常に思い浮かべるのは、日本の一番困難であった一つの時期、1933年12月から45年10月まで治安維持法違反などで獄中にあった宮本顕治氏が我々弁護団に語った言葉、「自分がたたかいを止めた時が負けなのだ」です。

私の座右の書ならぬ乏しい蔵書の第1は、河上肇著「自叙傳」岩波書店です。その「自画像」に「同志山本宣治兇刃（きょうじん）に殞る（たふる）」があり、警官により阻止され述べ得なかった「告別の辞」が掲げられています。山本宣治は、最高刑を死刑とする治安維持法改悪に国会でただ一人反対し、29年3月5日、暗殺されました。

その山宣の通夜の席上産声をあげたのが、今の全日本民医連の前身の運動です。これらについては、「無差別・平等の医療をめざして」発行者・全日本民医連、発行所・保健医療研究所を参考にしてください。

その全日本民医連のたたかい方は、常に「たたかいと対応」です。たたかいつつも、成立した法の下では民衆のために全力で対応し、その対応の中から新たなたたかいを組織するということでしょうか。

いつも広く学ぼう、特に、歴史、政治、経済を。

私は政治コース卒で、政治学、政治外交史、日本政治思想史、経済学、財政学などの単位を一通り取ったのですが、山歩きの傍らでして、身につかなかつたと残念に思っています。そう思っている人は多いでしょう。弁護士として事件に全力をそそぎつつ、常に広く読み、時代を見ていきたいものです。

今の時代であれば、イスラムを知ることは必須だと思います。親しい同僚に求められて推薦したのは、「イスラム国の衝撃」池内恵著文春新書15年発行、「イスラムを生きる人びと」川上康徳著岩波書店12年発行、『イスラムから見た「世界史」』タミム・アンサーリー著（アフガン出身サンフランシスコ在住の作家）紀伊國屋書店11年発行の3冊で、加えれば「イスラム文化 その根柢にあるもの」井筒俊彦著91年発行岩波文庫です。

最後に、常に謙虚でありたいと願っています。

南本昭雄先生への返書

東京法律事務所 長谷川 悠美

私は、2013年12月に弁護士登録をして、以来、東京法律事務所にて弁護士として活動しております。

私は、南本先生の仰る「戦争の惨禍」を経験していない世代です。

戦争というものは、祖母から空襲の話を知ったり、沖縄で戦跡を巡ったり、戦時中を舞台にした本を読んだりTVを観たり、そういうことでしか知らない世代です。それでも、戦争体験者の方からお話を聞くと、戦争の恐ろしさというものを肌身で感じます。

私の祖母は、空襲を経験しました。家族が散り散りになって逃げ、何とか防空壕に逃げ込んだものの、家族はどうしているのか、無事なのかが気になって、とても心細い思いをしたそうです。祖母は、当時は今でいう中学生でした。

戦争とは、少女が、家族の安否も分からない中、爆撃におびえるものです。

空襲が終わった後、祖母と小さい女の子は、焼け野原になった町を一緒に歩いて家族を探しました。二人とも、それぞれの家族に無事に会うことができたが、祖母は家が焼けてしまっていました。

程なく終戦しましたが、家がなくなった祖母一家の生活は困窮を極め、祖母は「鳥目」という、暗いところで目が見えなくなる病気になったそうです。原因は、栄養失調でした。祖母の体を心配した祖母の兄が、闇市で卵を一つ買ってきてくれて、それを食べたらすぐ治ったそうです。

戦争とは、卵一つが食べられずに、中学生の女の子の目が見えなくなる、それほどの食糧難をもたらすものです。

私は、祖母から、「空襲を受けたら、悠美なんかのろいからすぐ死んじゃうよ。」とよく言われました。幼心に、「戦争は嫌だ、死にたくない。祖母が生き残ってくれたのは奇跡だ。」そう思いました。

現在、安倍政権は、戦争法案を国会に提案しようとしています。戦争法案が通れば、地域無制限の海外派兵が可能となり、自衛隊が戦争に参加することになります。

私の中学校は、学区内に自衛隊の官舎があるため、生徒の半数が自衛隊員の子供でした。中学時代、「自衛隊が戦争をするようになったら」という話をしたときに、自衛隊員の子供である同級生が、「給料が増えたとしても絶対に嫌。命あつての物種だもの。戦争をしないという前提で自衛隊に入っているのに。」と言っていたのが印象に残っています。

戦争法案が通ったら、私の同級生たちのような自衛隊員の子供は、親が死ぬかもしれない、親が誰かを殺すかもしれないという不安を抱えなければなりません。

「戦争の惨禍」を経験せず、「平和で安全に生存する権利」することは、人類普遍の願いです。この願いを、憲法上の原理として確立し、具体的な請求権として認めさせ、二度と「戦争の惨禍」を繰り返さないようにすること、それこそが南本先生が若手に期待されていらっしゃるのだと思います。

私自身も、この戦争への流れを食い止めることが、今弁護士になった私たちの責務だと感じています。そして、今回、南本先生の「若手弁護士へのメッセージ」を拝読し、運動だけでなく、私たち法曹にしかできないこと、つまり「平和で安全に生存する権利」を憲法上の具体的請求権として確立することが重要であると、気付かせていただくことができました。

南本先生はじめ、諸先輩方が闘ってこられた憲法闘争を踏襲し、さらに発展させていけるよう尽力したいと考えておりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

新人紹介

旬報法律事務所 大久保 修一

この度、自由法曹団東京支部に加えていただくことになりました、旬報法律事務所の大久保修一です。

(1)出身等

私は、埼玉県の旧浦和市（現さいたま市）で生まれ、高校卒業までさいたま市で過ごしました。幼少の頃から球技等のスポーツが好きで、Jリーグに所属する浦和レッズの試合の日にはレプリカのユニフォームを着て試合観戦に行き、一生懸命チームの旗を振って応援していました。中学、高校の部活動ではバスケットボール部に所属し、練習と試合漬けの日々でした。頻度は減りましたが、弁護士になってからも、学生時代の友人等と一緒にバスケットボールの練習をしたり、対外試合をしたりしています。野球やソフトボールの経験は少ないですが、団支部のソフトボール大会は今からとても楽しみにしています。

(2)弁護士を志した理由

私が弁護士を志した最初のきっかけは、亡父が弁護士であったことにあります。父大久保和明は、生前、埼玉総合法律事務所に所属していて、よく私を事務所に招いてくれていました。私は父が仕事をしている様子を眺めたり、事務所の行事等についていたりしていました。そんな折、私は、弁護士を中心として開催された埼玉の憲法ミュージカルを通じて「憲法」に触れました。そこで、基本的人権が擁護され、個人が尊重される社会が、憲法の理念によって支えられていることを知りました。また、大勢の人たちが、ミュージカルを通じて、世の中にメッセージを発信することの力強さに圧倒され、感動したことをいまでも覚えています。そんな体験があったからか、物心がついた頃には、弁護士として社会のために活動することに漠然と憧れるようになりました。

(3)これから取り組みたいこと

憲法9条が謳う平和主義は、今、危機的状況を迎えています。ご承知のとおり、昨年7月には集団的自衛権の行使を容認する閣議決定がなされ、集団的自衛権を行使するための安保法制が今国会中にも成立しかねない状況です。私たちは、日々、平和な状態を空気のように感じ、その重要性を十分に認識で

きていないかもしれません。今後、日本が戦争に巻き込まれてから、平和のありがたみを痛感するのは、遅きに失します。戦争の恐ろしさ、悲惨さへの想像力を失うことなく、憲法9条が謳う平和主義の大切さについてみんなで考え、戦争に加担しない国際貢献の在り方を積極的に提案していくことが必要だと考えております。現在は、来る5月23日に開催される第29回憲法フェスティバルの実行委員として活動しております。自由法曹団の活動としても、広く一般の方たちと憲法について考える機会を提供できるように発信していきたいです。

福島原発事故から既に4年余りが経過しましたが、被災者が原発事故前と同じような平穏な生活に戻れる日が近づいているとはいえません。私も原発被災者の弁護団に参加し、被災者の方からの聴き取り等を通じて、1人1人が原発事故によって人生を狂わされ、回復不可能な被害に苦しんでいることを改めて実感しています。一刻も早い解決のために、微力を尽くしていきます。

日々の業務においては労働事件に携わる機会が多いのですが、過重なノルマが課され長時間労働をさせられているが残業代が全く支払われていない、会社側の勝手な都合で理不尽な理由で不当解雇されてしまうといった相談や依頼を受けては、残業代ゼロ法案や生涯派遣法案が成立してしまった場合に、どうになってしまうのかと危惧します。個別事件の解決とともに、労働法制の改悪を阻止するために、広く社会にメッセージを伝えてゆきたいと思えます。

自由法曹団の先生方のご指導とご鞭撻をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今年のソフトボール大会は 10月23日（金）

第27回支部ソフトボール大会は10月23日（金）に決まりました。会場は「大井ふ頭中央公園（去年と同じ）です。ソフトボール大会もはや四半世紀をこえ、東京支部の伝統行事になっています。今年も大いに盛り上がり、ストレスを発散させましょう。

昨年の覇者「旬報ロイヤーズ」は連覇を狙うでしょう。それにたちむかうもよし、のんびりレクを楽しむのもよし、この日は大いに盛り上げましょう。

みな様！いまから、体を鍛え準備をしてくださいね

4月幹事会 議事録

参加者 14人

1 情勢討議

(1) 戦争法制

- ・世論調査は秘密保護法と同じ。国民は賛成に回らない。
- ・マスコミは、公明党が要望した国会事前承認を自民党が呑んだから、国会の歯止めが強くかかるように報道されている。これは恒久派兵法のみ。あとは事前承認なし。事前承認は当然。それ以前の内容の問題。

- ・自民党の圧力にマスコミが委縮している。他社が攻撃されたらマスコミ全体で闘うのが当然。マスコミ対策は批判だけでなく良い番組を評価する。良いという投書が5通来ればシリーズ化されると聞いた。
- ・民放だけでなくNHKも含め、市民の側も問題にする風潮をつくらなければならない。「公正中立」という考え方が捻じ曲げられている。公正中立とは時の政権に反することをやってはいけないということではない。憲法・法律に基づいてやるということ。これを市民の側がよくわかっていない。訴えていく必要がある。
- ・過去に「椿発言」については、団として反対声明を出したことはある。従軍慰安婦問題についてのNHK報道も。
- ・NHKなどに（支部として）申入れに行くということはあるかもしれない。
- ・5月集会でも今の報道について何かしたほうが良いかもしれない。
- ・いまのマスコミだと、国民投票が仮にやられた場合に中立な放送はあり得ない。
- ・一斉地方選前半戦について、常幹では次のような意見がでた。議席占有率で自民党はわずかながら前進している、前回議席との関係では伸びている、候補者が他に出ないところで自民党が出るという構図。無投票選挙、投票率の低下、日本の民主主義大丈夫か。
- ・大阪は都構想の住民投票がどうなるか。1票差でも賛成が多ければ決まってしまう。安倍も改憲の国民投票の準備戦だと言っている。東京から誰か支援に出したほうが良いのではないか。→大阪の事務所に聞いてみる（萩尾事務局長）。それぞれが大阪在住の依頼者に聞いてみる。
- ・京都・奈良など近県の人たちは非常に危機感を持って一緒に頑張っている。
- ・大阪都構想の内容がまだ理解されていない。「二重行政」もデマ。大阪市解体で区庁舎を増設したり、逆に二重行政が進む。橋下も結果あまり変わらないと言っている。

(2) 普天間基地問題

(3) 労働法制の改悪

- ◇派遣法改悪法案の提出
- ◇団本部で解雇の金銭解決についての意見書作成
- ◇「残業代ゼロ」法案の提出
- ◇実質賃金22か月連続減
- ◆「ブラック企業」の社名公表
- ◆労働法制改悪反対の集会

(4) 盗聴法・司法取引の改悪

(5) 原発問題

- ◇再稼働を差し止める仮処分の決定
福井地裁は差止決定
鹿児島地裁は住民の申立て却下

(6) 歴史認識問題

(7) 教科書採択問題

- ・つくる会系教科書の問題だけでなく、検定基準が悪くなっていることが問題。他の出版社の教科書も「侵略」という言葉が書かれていない。中国や韓国の人のことを考えている様子が全く見られない。
- ・大学の入学式・卒業式で日の丸・君が代を掲げることが国会で議論されているが、議論されてい

ること自体にあきれる。

- ・テレビ放映される菅官房長官の記者会見はいつも日の丸に一礼するところから始まる。意図的にやっている。いま卒業式・入学式では、地元の議員も、起立しない人を呼ばないということをやっている。

(8) TPP 問題

2 諸課題と支部活動

(1) 憲法・集団的自衛権

- ・本日16時30分から、学習会、運動の経験交流をする。団事務所、支部がどう活動するか深めたい。
- ・4月29日、12時からマリオン前で宣伝。
- ・5月11日院内集会・議員要請、本部の意見書が5月11日にはできるので、これを各議員に渡して回る。
- ・新たに6月2日の夜に集会開催決定、会場はラパスホールではないか。
- ・団のリーフレット、5月集会でお披露目。その後各事務所に配付。街宣などで使ってほしい。サイズはA4の四つ折り。QRコードもつける。これに携帯電話をかざす等すると、戦争立法の詳しい解説ページに飛ぶようになっている。
- ・5月3日の憲法集会、自由法曹団本部の集合場所はまだ決まっていない。
→4月23日に決まる予定？
- ・5月12日の日比谷野音集会、旗を持って行く（青龍）

(2) 労働法制

- ・タブロイド版チラシが好評。神奈川支部からも発行者名を変えて配りたいと言われている。データを提供するので適宜発行元を事務所名などにしてもらって、大いに普及してほしい。
→再度周知徹底する。支部ニュースに同封する。労働組合にも送っているが、組合員個人までには回っているか不明なので、各事務所で適宜使ってほしい。憲法の学習会で配っても良い。
- ・4月24日、意見書発表、厚労省で記者会見
- ・4月28日、団本部主催の院内集会
- ・5月1日、メーデー
- ・5月14日、18時30分から日比谷野音で集会、支部としても旗を持って行こう。
- ・6月10日、東京地評と学習会をラパスホールで開催する。
- ・派遣法は、5月になってからがヤマ場。
- ・労働時間法制については徐々に審議が始まっている。派遣や有期雇用の場合も適用対象に。短期間で高収入の人たちがいるため。指揮命令権限には何の変更もないのに残業代だけゼロになると、いくらでも働かせることができる。議員と話してもわかりやすいのではないか。
- ・厚労関係は、社会保障の改悪がやられようとしている。ここで時間をかければ労働法制改悪の審議を遅らせることができる。

(3) 教科書採択・教育

- ・3月31日、教科書問題学習・交流集会を開催、幅広く参加、盛況。
地域ごとに温度差がある。取組みにもバラエティがある。充実した意見交換ができた。第2回交流会は6月の幹事会の後に開催予定。

- ・ 4月13日、東京教科書連絡会。6日の検定結果後の取り組みについて議論。
5月27日に地域代表者会議開催。幅広く多くの参加を目指すというよりは、各地域・団体から代表1～2名参加してもらって、経験交流など。
 - ・ 4月15日、本部PT
 - ・ 5月25日、集会（500人規模）
 - ・ 共同アピールの参加団体への参加要請、実行委員会への参加要請
→ 団本部は参加確定。支部まで名前を連ねる必要はないのではないか。
第1回実行委員会は4月27日、18時30分～、神保町区民館
 - ・ 大田の取り組み、中学校前でのチラシ配布。中学生は結構受け取った。
署名用紙と一体になっているものもある。
 - ・ 意見書は、教科書の見本本が一般公開された6月以降に発表する。
 - ・ 神奈川支部で、わかりやすいリーフレットを作る。
- (4) 盗聴法・司法取引
- ・ 団本部から「意見書その2」が出されている。国会議員も対象になることから、実は通りにくい法案とされている。
 - ・ 4月22日14時から院内集会・議員要請。議員もまだ法案の実態がわかっていないようで、今後の要請如何では議員が反対に変わる可能性もある。
 - ・ 昼休みデモを行うことになった。5月27日の昼。ビラは院内集会で配られているはず。コースは、弁護士会館前の霞門から、裁判所の横を通り、国会に向かう。国会請願なので、国会議員に依頼する必要がある。事務所で位置づけて動員してほしい。各事務所20～30名規模で。大きい事務所は40人！東京支部で割り当てて、ファックスでお知らせした後、電話かけて参加集約する。集約先を割り振る（久保田）。法律家が呼びかけて、労働組合、救援会に参加を求める。メーデーでも知らせる。
- (5) 選挙弾圧・民パト
- ・ 選挙弾圧体制：東京合同、代々木、東京法律、東京東部、城北、渋谷共同、東京南部、武蔵野、八王子で体制確保、大体網羅している。
 - ・ 選管、裁判所（本庁、簡裁）、警視庁への要請
- (6) その他
- ・ 辺野古激励ツアー（革新懇）→行きたい人が行く。
 - ・ 都政：オリンピックの会場が当初の計画から大分変わってきている。
 - ・ 今後、リニア問題が出てくる。本部にPTもできた。八王子幹事会で報告してもらおうと良い。残土処理について山梨や長野からも住民から意見が来ている。東京地裁に提訴？地元での裁判も??
- 3 メーデーについて
- ・ 集合時間 10:30集合、ビラまき（労働、憲法）
 - ・ 懇親会は新人（67期、修習生）無料
- 4 その他
- (1) 幹事会の持ち方

- ・八王子地域幹事会 7月29日
リニア問題、横田基地問題、八王子法律事務所の2人の「タレント」に語ってもらう等
- ・城北地域幹事会 10月28日
前哨戦として(?) 5月29日の城北の50周年記念に参加を。

- (2) 幹事会意見書
- (3) その他

2015年度幹事会日程

(2015年)

- 5月27日(水)
- 6月24日(水)
- 7月29日(水) 八王子幹事会
- 8月21日～22日(サマーセミナー)
- 9月30日(水)
- 10月28日(水) 城北幹事会
- 11月25日(水)
- 12月17日(木)

(2016年)

- 1月27日(水)
- 2月8日(月)
- 2月26日(金)～27日(土)
(支部総会)

(7月・10月以外の場所は団本部でおこなう。時間は2時～5時)

東京法律事務所 住所移転のお知らせ

東京法律事務所は5月1日より、移転しました。

新住所は〒160-0004

東京都新宿区四谷一丁目4番地 四谷駅前ビル1F(受付)・2F

電話・FAXは変更なし、電話番号 03-3355-0611・FAX番号は 03-3357-5742



 **東京法律事務所**

(移転先住所)

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1F(受付)・2F

TEL 03-3355-0611 FAX 03-3357-5742

(TEL、FAXとも番号変更なし)

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)